日田市規則第58号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年７月12日

日田市長　原　田　　啓　介

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（適用要件） 第２条　市長は、要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当し、法第49条の２<u>第１項</u>各号に掲げる介護給付又は<u>法</u>第59条の２<u>第１項</u>各号に掲げる予防給付に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅介護サービス費等の額の特例等による給付（以下「特例給付」という。）を行い、要介護被保険者等の利用者負担額を減額又は免除する。この場合において、特例給付に伴う食費、居住費及び滞在費の利用者負担は、減額又は免除の対象としないものとする。	（適用要件） 第２条　市長は、要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当し、法第49条の２各号に掲げる介護給付又は第59条の２各号に掲げる予防給付に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅介護サービス費等の額の特例等による給付（以下「特例給付」という。）を行い、要介護被保険者等の利用者負担額を減額又は免除する。この場合において、特例給付に伴う食費、居住費及び滞在費の利用者負担は、減額又は免除の対象としないものとする。

⑴及び⑵　略 ２　略 （審査及び決定） 第６条　略 ２　市長は、特例給付を申請した要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、特例給付の承認をしないものとする。 ⑴　略 ⑵　<u>前条</u>各号のいずれかに該当する者 ⑶及び⑷　略	⑴及び⑵　略 ２　略 （審査及び決定） 第６条　略 ２　市長は、特例給付を申請した要介護被保険者等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、特例給付の承認をしないものとする。 ⑴　略 ⑵　<u>第５条</u>各号のいずれかに該当する者 ⑶及び⑷　略

附　則

この規則は、平成30年８月１日から施行する。